

7 総務省等におけるこれまでの取組

通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、ネットワーク提供条件の同等性確保、中古端末の国内流通促進、利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図る。

< 主な課題とそれに対する施策の提言 >

ネットワーク提供条件の 同等性確保

- 1 関連**MVNO**やサブブランドの料金・品質(速度)の妥当性

MNOの料金とコストの関係、MNOグループ内の「ミルク補給」を検証。

MNOがトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保(省令改正)。

- 1 接続料算定の適正性

BWAサービスの提供のためにも用いる設備のコスト算定の厳正化(KDDI・ソフトバンクに対し3月22日に文書手交)。

- 1 事業者間移転(MNP)の円滑化

事業者間移転時に移転元からの引き止め機会のない手続が可能となるよう、MNOにおけるウェブによる手続を実現(ガイドラインに明示)。

- 1 **MNO**の迷惑メール設定における**MNO**と**MVNO**の同等性

MVNOからのメールが受信拒否されないための基準をMVNOに提示するようMNOに要請。

中古端末の 国内流通促進

- 1 中古端末の国内市場への流通

MNOによる中古端末の国内市場での販売制限が業務改善命令の対象となることを明確化(ガイドラインを策定)。

- 1 中古端末の**SIM**ロック解除

MNOが中古端末のSIMロック解除に応じることを確保(ガイドラインを改正)。

- 1 中古端末の国内取引市場の形成

幅広く安心して取引ができる中古端末の取引市場の形成・発展に向けた関係者間の協力を後押し。

中古端末や修理部品の格付けについて、民間の共通指針の策定を後押し。関係者による中古端末の流通障害要因の排除に向けた取組(盗品の排除等)を後押し。

MNOにおける盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を実現。

利用者の自由な サービス・端末選択の促進

- 1 利用者の利用期間拘束

2年契約満了時点までの違約金及び25か月目の料金のいずれも支払わない解約を、MNOにおいて実現。

MNOに対し、自動更新の有無による提供条件の格差の縮小について検討を要請。残債免除等施策の提供条件について、消費者保護ガイドラインにおいて契約前説明の対象と明示。

- 1 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例を利用者に案内するようMNOに要請。

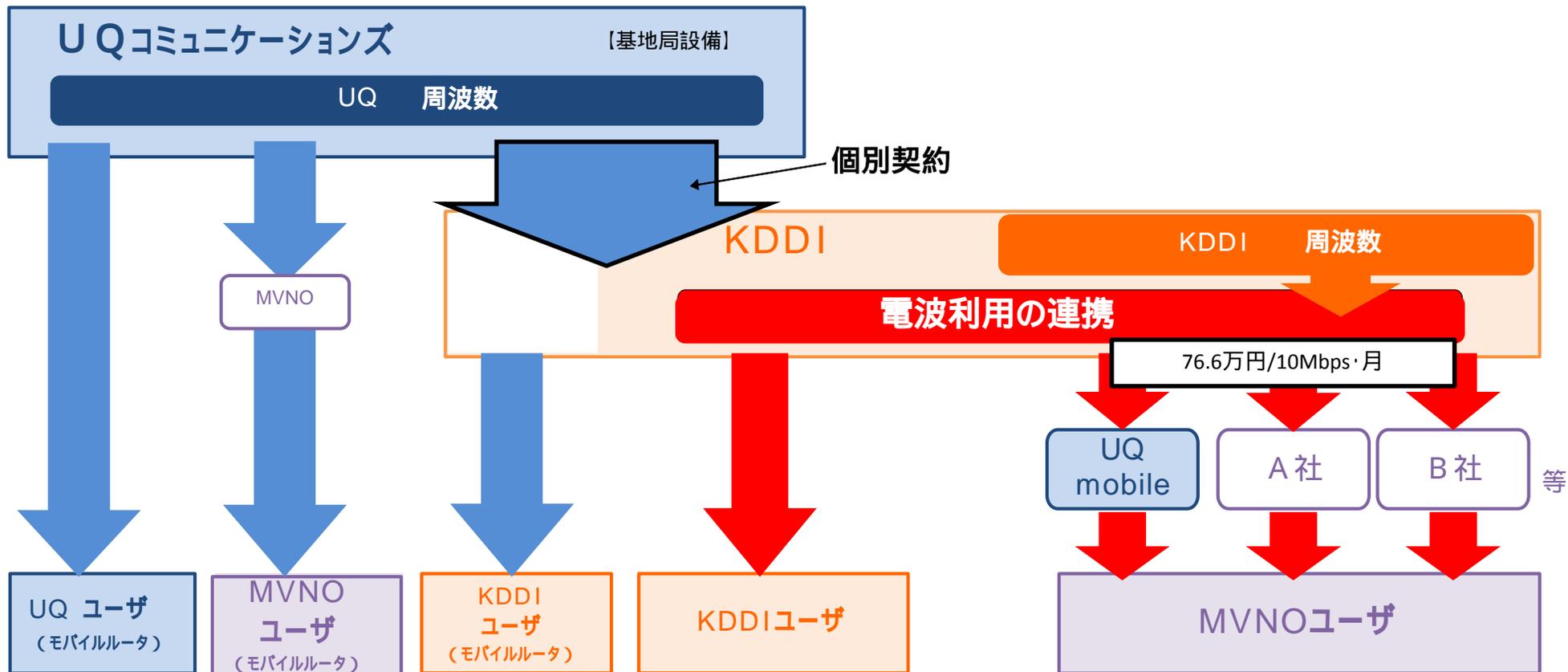
- 1 **MNO**から販売店への値引き等に関する実質的指示等

MNOによる販売店に対する端末代金の販売価格やその値引き額の実質的指示は、業務改善命令の対象となることを明確化(ガイドラインを策定)。公正取引委員会との連携を図る。

アウトプットに関して、フォローアップのための体制を立ち上げ、公正取引委員会等との連携を図る。

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書において、以下の指摘があった。
- サービス提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱や競争阻害等の不当な運営に当たらないか、検証が必要。
 - ネットワーク提供について、透明性と公平性等を確保するため、特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、BWA事業者へ第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要。
 - MNOがトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保することが必要。
MNOがネットワーク管理において不当な差別的取扱いをしないことを接続約款に明記することを内容とする事業法施行規則の改正案について情報通信行政・郵政行政審議会より答申。10月改正予定。

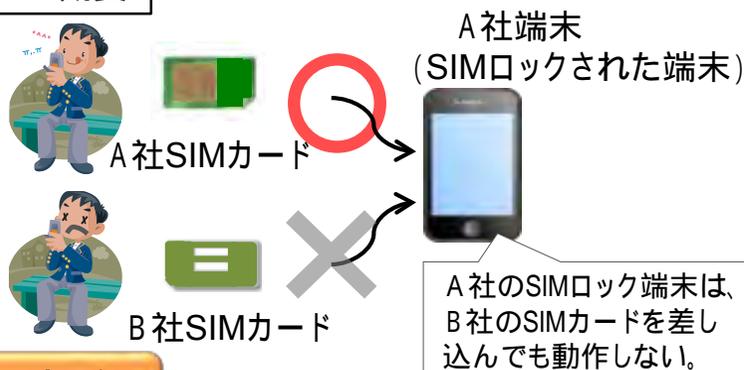
<グループによるサービス提供の例>



趣旨

- 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に向けて、電気通信事業法第29条の規定の考え方に照らし、基本的な考え方及び事業者等がSIMロックを解除する際に留意すべき事項を整理するもの

SIMロックの概要



- n 「SIMロック」とは、携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう設定された端末上の制限
- n 利用者が携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがなされたままでは端末を使用できないため、新たに端末を購入することが必要。

具体的な内容

事業者が、正当な理由なく、端末の流通・販売を制限することや、端末の販売価格やその値引き額を実質的に指示することは、電気通信事業法に基づく改善命令の要件に該当しうる。

事業者は、平成27年5月1日以降の発売に係る端末(中古端末を含む。)について、原則としてSIMロック解除(1)に応じる(2)。

- 1 以下のア及びイに該当する場合は、必要最小限のSIMロック解除の制限を許容
 - ア 端末の割賦代金の不払等を防止するため、必要最小限の措置として最低限必要な期間SIMロックを維持する場合
 - イ 請求端末が盗品や不払い端末等と確認された場合
- 2 利用者からの請求に応じて行うSIMロック解除は原則として無料で実施すること等についてガイドラインに明記

自社ネットワークを利用するMVNOサービスを対象とするSIMロックは、2の必要最小限の措置には該当しない。

役務契約の解約時等にSIMロック解除について利用者に説明を行う。

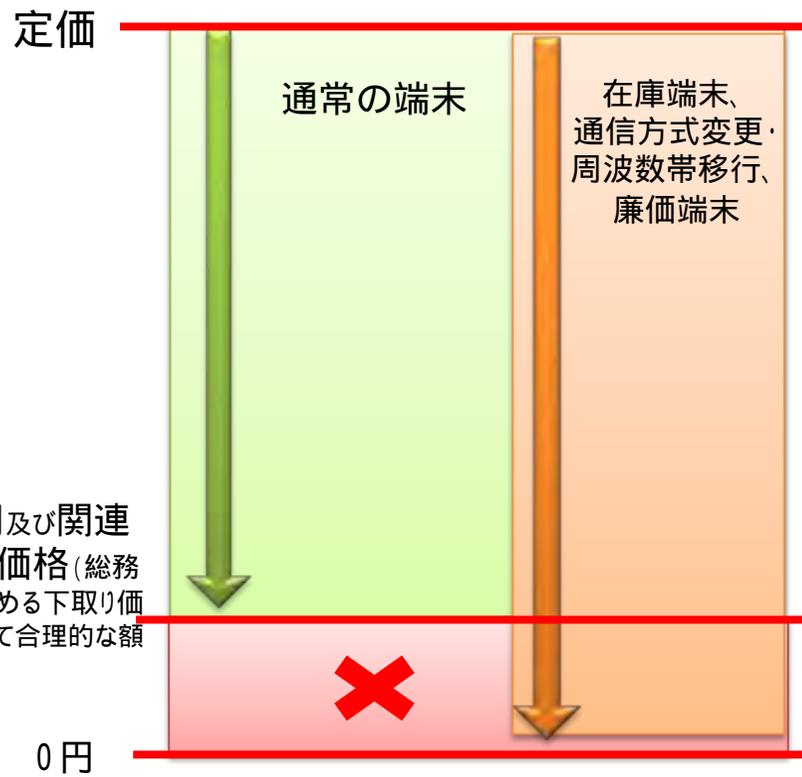
SIMロック以外の機能制限についても、SIMロック解除時に併せて解除できるよう努める。

等

趣旨

- 大手携帯電話事業者による、MNP等により端末を購入する一部の利用者への行き過ぎた端末購入補助の適正化により、
 - 高止まりしている通信料金の低廉化
 - 端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保
 - 低廉なMVNOサービスの一層の普及を図る。

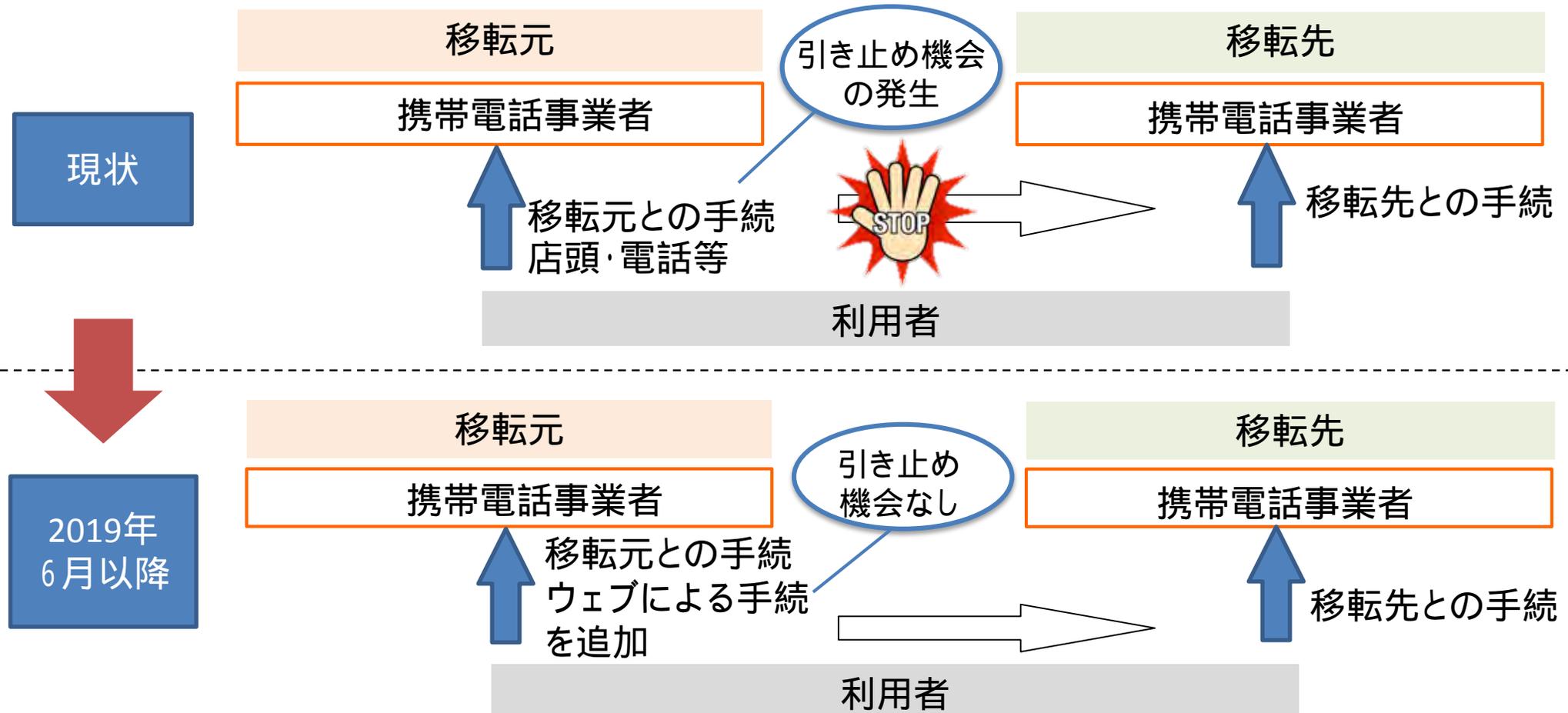
端末の実質負担のイメージ



端末購入補助の内容

- Ⅰ スマートフォン購入又はMNP を条件とする
 - 携帯電話の通信料金割引
 - スマートフォンの購入代金割引
 - キャッシュバック・商品券・ポイント等
 - Ⅰ スマートフォンの販売又はMNP (臨時増額に限る)に応じて販売店に支払う金銭(販売奨励金)
 - Ⅰ スマートフォンの購入者にその購入を条件として提供する経済上の利益のために使うことを事業者が販売店に対して実質的に指示する金銭
 - 端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く
- (対象とするもの)
- ・ 他の物品・役務とのセット割引
 - ・ データ通信量の無料増量
- (対象外とするもの)
- ・ 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
 - ・ 期限の定めがなく継続的に提供される割引等

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」において、移転元事業者による引き止め機会のないMNP¹を可能とすべく、ウェブによるMNP手続を実現することが有効である旨指摘された。
- 当該指摘を受け、2018年8月28日、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」を改正²。



1 MNP (Mobile Number Portability) : 電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗換える制度。2006年10月より開始。

2 「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン(2004年5月28日策定)」の一部を改正し、名称を変更。

(2018年10月1日時点)

- 2017年、KDDI（7月）及びソフトバンク（9月）は、**指定端末の48回割賦での購入及び指定料金プランへの加入**を加入条件としたオプションプログラムを提供開始。
- 以下の条件を満たした場合に、旧端末の割賦残債（最大2年分）が免除される。
指定端末を一定期間利用後、**新たに端末を購入し、機種変更**をすること。
旧端末を下取りに出すこと
機種変更後も新端末について同様のプログラムに加入すること → **撤廃** （ソフトバンク:2018年11月29日
KDDI:2019年1月16日）
- 総務省では、「4年縛り」と呼ばれる残債免除プログラムの提供条件について、大手携帯電話事業者や販売代理店による**契約前説明の対象とするガイドライン改正**を2018年8月に実施（「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」）。

0か月目 1か月目 ~ 24か月目 25か月目 ~ 49か月目 50か月目 ~ 74か月目

指定端末A購入（48回割賦）



端末代金48回割賦支払

プログラム料の支払

端末A

プログラムに加入

条件：端末A下取り

残債免除

条件：端末Bに機種変更

条件：再度プログラムに加入

端末代金48回割賦支払

プログラム料の支払

端末B

条件：端末B下取り

残債免除

条件：端末Cに機種変更

条件：再度プログラムに加入

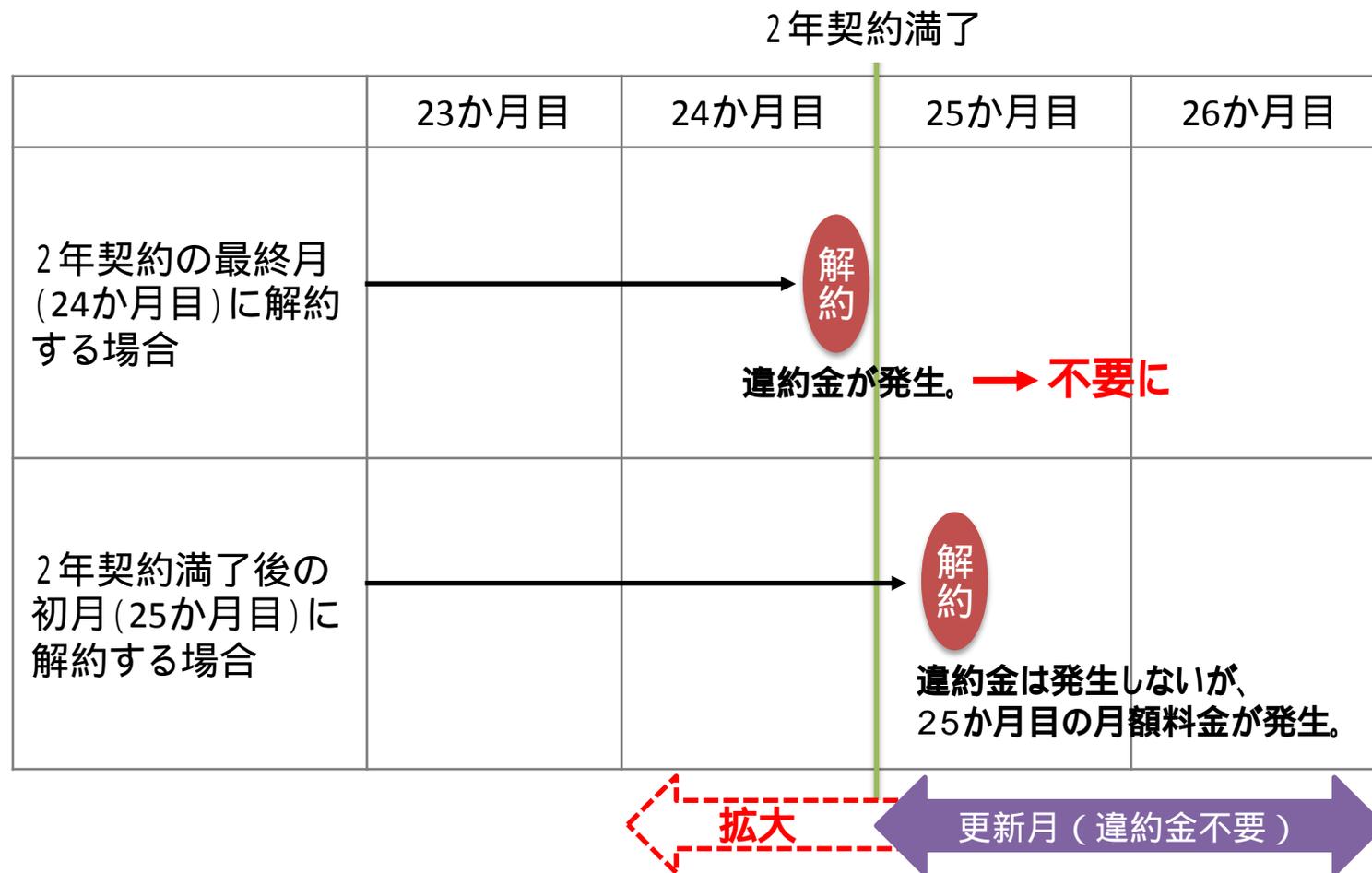
端末代金48回割賦支払

プログラム料の支払

端末C

撤廃

- P MNOによる期間拘束(いわゆる「2年縛り」)契約を契約満了時点又はそれまでに違約金や25か月目の料金の支払いなしに解約できるようにするよう行政指導(2018年6月6日)。



2年契約満了時点までの違約金支払いのない解約の実現

- スマートフォンのデータ通信量について、実際の使用量は約半数のユーザで2GB未満だが、1GBや2GBのプランを契約しているユーザは2割程度にとどまっており、利用実態と契約プランとの間で乖離が生じている(2018年6月末時点)。

乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プラン例を案内するよう、2018年6月、行政指導を実施。

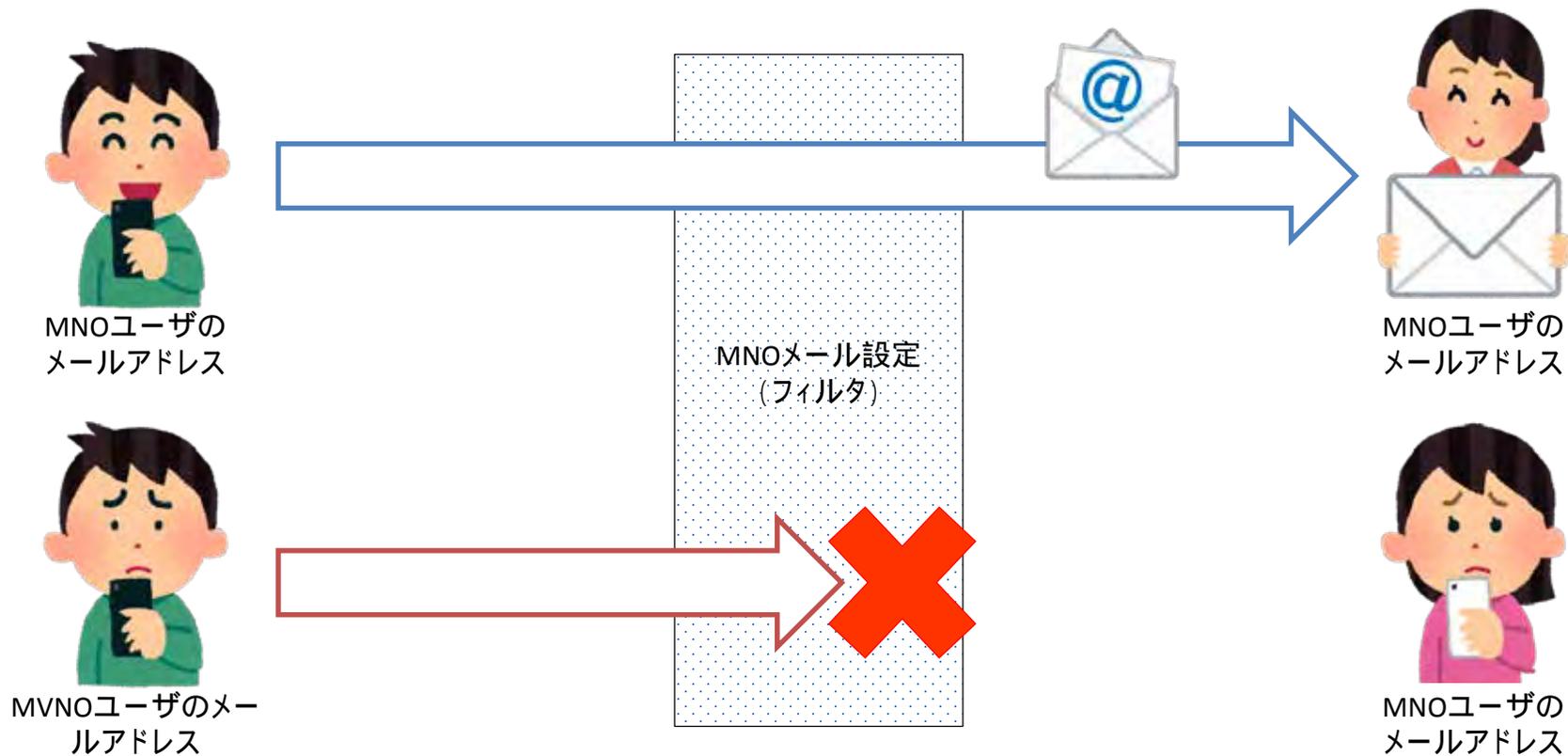
赤枠内は構成員限り

3社合計

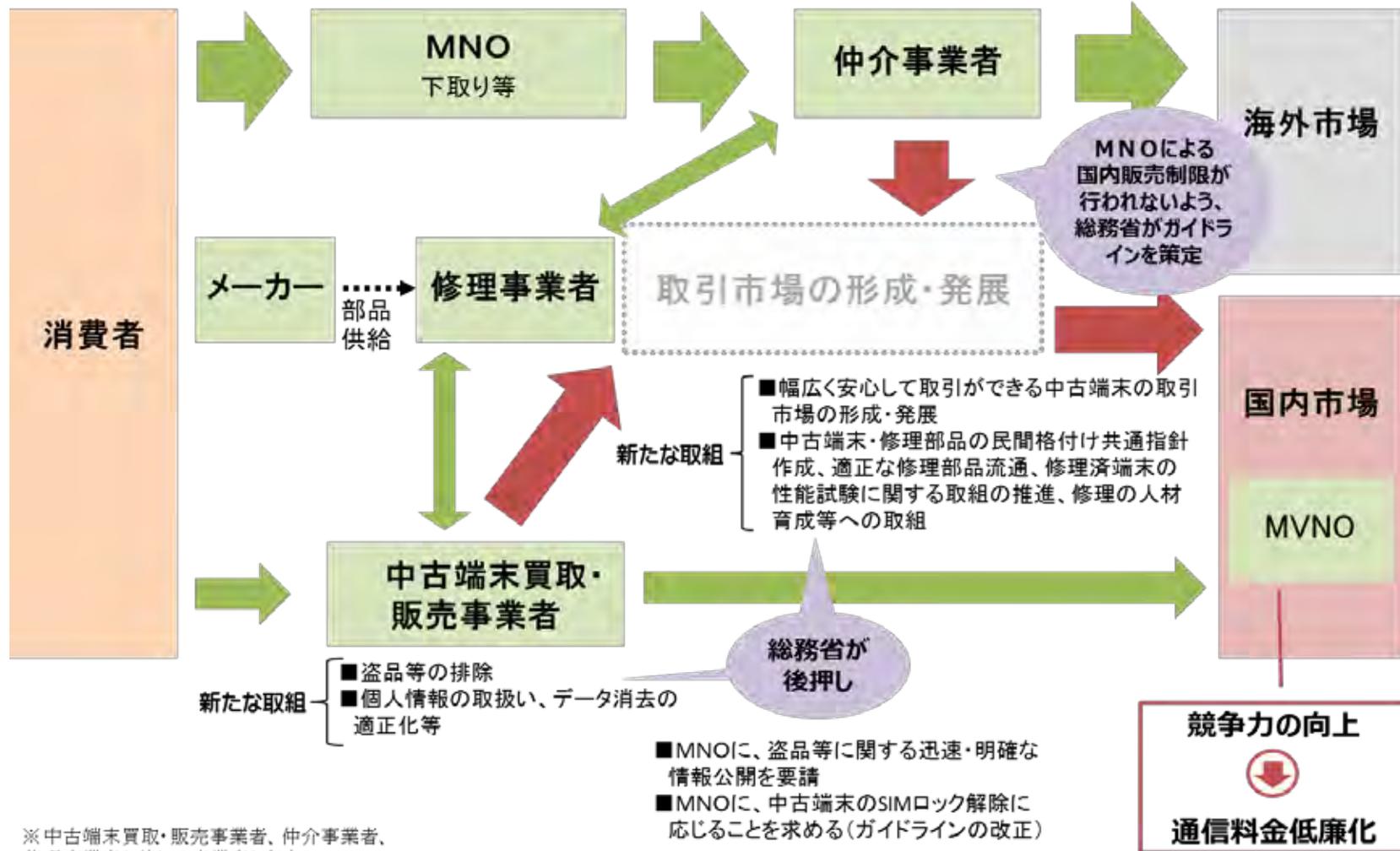
契約毎のデータ通信量の分布

料金プラン別契約数

- メールの受信に必要なセキュリティ基準をMVNOに提示するようMNOに要請。
→2018年6月6日付けで書面による行政指導を実施。



- p MNOによる中古端末の国内流通制限を禁止するため、ガイドラインを改正する。
 - p MNOによる中古端末のSIMロック解除の実施を確保するため、ガイドラインを改正する。
- 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を改正(2018年8月28日)。



※中古端末買取・販売事業者、仲介事業者、修理事業者を兼ねる事業者も存在。

モバイル通信市場の公正競争促進に向けて措置すべき事項について（指導）（2018年6月6日実施）

1 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)の円滑化

MNPに際して、移転元事業者による強引な利用者の引き止めが生じないよう、対面や電話による利用者への対応等、利用者の引き止め機会となる手続を行わずに事業者間移転が可能となる手続を確保されたい。この趣旨から、貴社において、移転元事業者として、ウェブによるMNP手続が行われていない場合には、これが行われるよう平成31年5月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

2 加入者管理機能(HLR/HSS)連携機能の提供に係るMVNOの費用負担

HLR/HSS連携機能の提供に関してMVNOからの要望により協議を行うに際しては、MVNOが負担する金額並びにその根拠及び適正性に関する説明を当該MVNOに対し書面により行うこととし、その実施実績について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。

3 貴社の迷惑メールフィルタ設定

自社からのメールが受信拒否メールとして扱われないことを要望するMVNOに対しては、貴社において設けるセキュリティ確保のための要件を満たす場合にはこれに応じるとともに、この要件となる基準を当該MVNOに提示することとし、その対応状況について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。

4 ネットワーク利用制限の対象端末に関する迅速かつ明確な情報公開

端末代金の支払状況について、その支払い又は不払いが確認された翌々日までにネットワーク利用制限の対象端末に関する情報公開用ウェブサイトへ反映されるよう本年12月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

5 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束及びその自動更新を伴う契約について、平成31年3月末までに、契約期間満了時点又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

6 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

利用者がその利用実態に応じたサービス選択をできるよう、平成31年3月末までに次の措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、その実現後、速やかにその旨報告されたい。

データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プランの例を案内すること。

契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実させる等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施すること。

モバイル通信市場の公正競争促進に向けた検討等について（要請）（2018年6月6日実施）

1 帯域幅の柔軟な変更の可能性

柔軟な帯域幅変更について、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

2 音声卸料金の低廉化等

音声卸料金の低廉化等について、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

3 キャリアメールの転送サービス

キャリアメールの転送サービスについて、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

4 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束の自動更新の有無による利用者への提供条件の格差を縮小することについて検討し、その検討結果について本年6月末までに報告すること。

5 月途中の解約時における日割計算

月単位で設定している利用者料金に関し、利用者が必要以上に費用を負担することがないように、月途中の解約時における日割計算の実施について、各種料金ごとにその妥当性・可能性を検討し、その検討結果について本年6月末までに報告すること。

(MVNOにおけるテザリングの早期実現について)

- ⓑ 総務省はKDDI株式会社に対し、MVNOにおけるテザリングの早期実現と実現時期の速やかな明示を指導。
- ⓑ 2018年10月末より、ケイ・オプティコムでは、iPhone・iPad端末でのテザリングが可能となる見込み。

- ⓑ MVNOにおいてテザリングができない状態が続くことは、MVNOと二種指定設備設置事業者の間、MVNO間で同等の条件で競争ができない状態を放置することになる。
- ⓑ この点、2018年4月まで開催したモバイル市場の公正競争促進に関する検討会の議論において、KDDI及びソフトバンクのネットワークを利用するMVNOのサービスではテザリングができない場合があることが明らかになった。
- ⓑ この課題については、ソフトバンクのネットワークでは2018年4月以降、実現が図られたものの、KDDIのネットワークを利用する一部のMVNOでは、iPhone・iPad端末において未実現のままとなっていた。
- ⓑ このため、MVNOの利用者によるテザリングの早期実現を図り、また、テザリングの実現時期をMVNOに提示する必要があることから、総務省は、6月6日、KDDIに対して、早期実現と実現時期の速やかな明示を指導した。
- ⓑ 7月23日付けのケイ・オプティコムの発表によれば、KDDIのネットワークを利用したMVNOのサービスにおいて、iPhone・iPad端末でのテザリングが可能となるとのことである(10月末予定)。

携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)



通信役務市場の競争

【通信と端末のセット販売】

- ★ 通信と端末のセット販売において**端末代金を大幅に値引く販売方法**により、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 端末の本来の価格として表示された**根拠のない価格からの大幅な値引き額等を強調**して消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

【中古端末の流通】

- ★ MNOの下取り端末について、**販売先事業者による国内流通を制限し、MVNOを排除すること**は、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ MNOの下取り端末を販売する際に**特定事業者のみ著しく不利な条件で販売すること**は、独占禁止法上問題となるおそれ

【MVNOとの取引における差別取扱い】

- ★ MNOが**特定のMVNOに対してのみ著しく有利な価格・条件**で接続することなどにより、当該MVNO以外のMVNOの事業活動を困難にさせる場合は独占禁止法上問題となるおそれ

【期間拘束・自動更新付契約(2年縛り)】

- ★ 2年縛りやその自動更新が**実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はない**と判断され、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

【将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム(4年縛り)】

- ★ 4年縛りが**消費者の選択権を事実上奪い**、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 4年縛りは**端末を半額で購入できるかのような印象**を与えることも懸念され、店舗での説明等が不十分であり、消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

【SIMロック】

- ★ SIMロックを設定することに**合理的な説明がつくとはいえず**、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

スイッチングコストを高める行為、消費者を不当に誘引する行為等の組み合わせにより、競争者排除効果が増幅し、独占禁止法上問題となるおそれが一層高まる

消費者の選択が機能するための望ましい対応

(基本的考え方)

市場において事業者の十分な競争が行われるためには、**消費者による合理的な商品・役務の選択**が機能することが重要な要素である

(望ましい対応)

- 消費者が契約期間中に支払う**通信料金と端末代金の費用総額**の目安の提示(新規契約及び契約更新時)
- MNOの販売方法(通信と端末のセット販売、2年縛り等)は消費者にとって複雑なものとなっているため、**このような契約プランの改善**
- 消費者の利用状況を踏まえた、**最適なプランの提示**

MVNOの競争環境を確保するために望まれる制度上の対応

(基本的考え方)

MVNOがMNOの競争者として機能するため、**MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブ**となるような制度設計が必要

(望ましい対応)

- 接続料等の**周波数割当**への活用
- 接続料の検証における一層の**透明性**の確保
- 接続料の**予見性**の確保